

別紙 1 .

返戻金制度について

採用決定者が入社日以後、3ヶ月以内に雇用契約を終了し退職したとき、支払われた紹介料を、以下の通りに返還するものとする。但し、雇用主の責に帰すべき事由による解雇又は退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態による場合を含まない。短期雇用契約書に基づく採用の場合は返戻金制度を適用しない。

- ・雇用契約期間1ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 50%
- ・雇用契約期間1ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 30%